

## 総務産業委員会報告書

令和7年12月3日

備前市議会議長 西 上 徳 一 様

委員長 森 本 洋 子

令和7年12月3日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

### 記

案 件	審査結果	少數意見
議案第124号 備前市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第125号 備前市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第126号 備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし



## 総務産業委員会記録

招集日時	令和7年12月3日 (水)	本会議休憩中			
開議・閉議	午前11時06分	開会	～	午前11時36分	閉会
場所・形態	委員会室	会期中(第6回定例会)の開催			
出席委員	委員長	森本洋子	副委員長	丸山昭則	
	委員	尾川直行		石原和人	
		山本 成		松本 仁	
		内田敏憲			
欠席委員	なし				
遅参委員	なし				
早退委員	なし				
列席者等	議長	西上徳一			
傍聴者	議員	なし			
	報道	なし			
	一般	なし			
説明員	総務部長	石原史章	総務課長	難波広充	
審査記録	次のとおり				

## 午前11時06分 開会

○森本委員長 ただいまの御出席は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより総務産業委員会を開会いたします。

### \*\*\*\*\* 議案第124号の審査 \*\*\*\*\*

議案第124号備前市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。

○尾川委員 細部説明書にも書いてあるけど、もう少し背景を確認したい。

○難波総務課長 細部説明書にも書いておりますとおり、備前市長の給与の条例について、第4条の期末手当について人事院勧告を受けて支給率を改めるもので、12月支給分について100分の211.25から100分の213.75に引き上げ、令和8年4月1日以降は100分の212.5とするものです。

なお、こちら人事院勧告で市長、特別職、市長、副市長、それから教育長の特別職につきましては国家公務員の指定職というところの率を採用しております。事務次官級の給与になります。

○尾川委員 確認で、あるベースにプラスアルファされるわけでしょう。総額についてのチェックはないわけ。100分の2.5とかアップするということで、その基の金額のことの考慮はないわけ。

○難波総務課長 給与月額そのものの増額等はございません。

○尾川委員 要するに給与は上がらないけど、基本給は。今までもらっていた金額にプラスアルファということになるわけじゃが。総額、今新しい基準、支給割合は1000分の111.25とか、例えばね。それがよそは185とかというところがあるわけじゃろう。そのイコールで100分の何とかアップするというのは、トータルについての制約はないわけ。

一つのベースがあって、それで上げていきよるわけじゃろう。そのトータルの100分の211.25というのについての成否というか、それについての評価はどうなっているのかと思う。

○難波総務課長 先ほども申しましたとおり国家公務員のさっき事務次官級と言ったんですけど、審議官級の給与を採用しておりますので、そちらの率に合わせた改定となっております。

○尾川委員 率のアップ額は決められているわけでしょう。それは違うの。100分の2.5の引き上げというのは、これは国の指示なわけ。

○難波総務課長 従来、備前市においてずっとそちらの率を採用しておりますので、市の特別職に係る給与、期末手当の支給率、支給割合はそちらの今上げ……。

○尾川委員 トータルで100分の211.5、例えば111.25と。その数値のことについて議論はないですかと言っているわけ。アップ額は100分の2.5というのはあるけど、トータルの問題で多い過ぎるとか、少な過ぎるとかということについてはどういう議論をされているのですかということを言っている。

○石原総務部長 従来から旧備前市の考え方を踏襲しておるものでございます。当時、10市の内で特別職の期末手当の支給割合についての考え方を、過去にも幾度となくテーマとして議論

をした経緯などがございます。当市も他の自治体同様にこういった指定職の人事院勧告に基づく支給割合の改定に準じて行っているというところを参考にさせていただいて、現在にもそれを踏襲してきているという過去からの経緯がございます。

本日、資料として提出をしましたように、各市自治体においては旧10市と、それ以外においても若干の差が見受けられるというものも、旧10市の時代からそういったところをどういったあたりが妥当なのかということも含めて議論をしてきた経緯が今の結果となっているということでございますので、トータルとしての支給割合、年間で現状としては改正前で100分の42.5、今回の改正では100分の2.5引き上げて100分の42.5というトータルとしての評価はどうなのかというところでございますけれども、他市の状況を踏まえて今まで改定のあつた引上げ割合を今まで見てきておるというところで御理解いただけたらと思います。

○尾川委員 参考資料が出ているけど、期末手当の支給割合は書いてもなぜ金額は書かないのかといつも思う。例えば給料月額が幾らで、6月、12月が幾らになるかという表示をしたほうが分かりやすくていいのではないと。何倍というよりはそれで比較したほうが簡単に、一遍計算しないといけないからね。

それからラスパイレス指数について、この有効性、どういうふうに評価されているのか。100にせよと言っているのか、それとも各自治体にお任せで力あるところは出せばいいし、100超えてもいいし、そういう基準はどう思われているわけ、総務担当としたら。

○難波総務課長 ラスパイレス指数といいますのが国家公務員の行政職1級の俸給月額を100とした場合の、我々も、自治体公務員の一般行政職の給与水準というのを見ています。これはもう学歴と経験年数、勤務年数に区分して、自治体の職員の構成が国と同じだとした場合に算出したもので、当該団体、例えば備前市であれば備前市の給料総額を国の、学歴別とか経験年数別の平均給料月額に国の職員数を掛けて出したものに国の人件費の総額で割り戻す形で出すので、人員の構成が国と全く一緒だった場合に給料が高いか低いかというのが出される数字になります。

だから、人員の構成、どういった年代層が多いか少ないかとか、あとラスパイレス指数が100を超えて超えなかつたりする場合もございますので、100になればそれでいいというものでもないという考え方ではございます。

○尾川委員 要するに構成が違う、単純にこれが高い、安いということは言えないという理解でいいわけ。例えば瀬戸内市と備前市とでも違うあたりの認識はどのように思われているのか。瀬戸内市の人構成と備前市の構成と、年齢とか経験とかの違いが出ていると理解していいわけ。

○難波総務課長 この指数の比較でいいますと、年齢構成とか学歴の違いというところが現れてきている。当然、各団体における昇給のスピードもある程度反映してくるので、高く出ているところは昇給が早いという傾向にはあるかとは思いますが、そういったものと年齢構成とか経験年数とかの複合的な要因で数字が決まってくるものでありますので、瀬戸内市との違いもそういうところで出ているという評価です。

○松本委員 期末手当と勤勉手当は具体的には、一般的にボーナス幾らと聞くけど、勤勉手当は

どういう位置づけになっとんですか。どうしてこういうふうに分かれるのか。

○石原総務部長 端的に申しますと、言葉が示すとおりに期末と勤勉ということでございます。一定の期間を勤務するということで算定をする期末手当と、勤勉ももちろん勤務の実態に応じたというところもありますけれども、人事評価等を通じてプラス・マイナスをしていく要素も性格も持っているのが勤勉手当でございます。

言葉が示すとおり、一定の期間を勤務されたという視点で考える期末手当と、勤勉という言葉が示すとおりにどれだけの貢献をしていただいているのかということも加味されるのが勤勉という性格のものであろうかと整理していただけるのではないかと思っております。そういう要素の違いの2つの性格を合わせたものが全体としてボーナスということで、期末勤勉手当と2つを合わせたものを一般的にはボーナスと言われている、そう御理解いただけたらと思います。

若干民間とは国家公務員、地方公務員のボーナスの概念は収益が出たからとか、そういうことで増減があるものと全くイコールの要素かどうかというのは違いが当然であろうかと思思いますけれども、できる限り端的に申し上げればそういう整理の仕方になろうかとは存じます。

○石原委員 毎回この改正のたびに数字が違うだけで同じような細部説明もワードが、文章が並んですけど、来年度平準化することの意義、意味合いが気になりました。

○難波総務課長 第1条で今年度の支給額について12月で調整を行っております。そうした場合に年間の支給割合でいきますと、6月と12月、令和8年度の支給割合を同率で運用するとした平準化となっています。

○石原委員 今日お出しいただいた一覧で見ると備前市は来年度これを平準化するという御提案でしようけれども、唯一総社市さんにおいては平準化されずにというところですね。平準化することの意味は果たしてどうなのかというのがありまして。

単に計算が楽というか、夏と冬が同率になるのでしょうかからそういうシンプルさのための平準化というか。

○難波総務課長 申し訳ございません、他団体の基準というところが数字はこうですが、どういったところでそうなっているかというところは把握できておりませんが、6月支給と12月の支給分でいいますと12月分に寄せた支給になっているという形じゃないかとは思います。人事院勧告での増加率についての平準化とかではないような数字と見受けられます。

○石原委員 他自治体は他自治体の事情でしょうけども、瀬戸内市さん、赤磐市さんは支給割合でいくと各段に他自治体に比べて低い支給率割合になっているけど、何か担当者として漏れ聞く、特筆する事情がおありなら表が出て目に留まりましたので。なければ別段結構です。

○森本委員長 ないということで。

○尾川委員 国家公務員の云々、国から決めたというけど、例えば備前市の市長と備前市の民間企業と比較することがあるのか。今石原委員も言ったように備前市と瀬戸内市を比較したときに総額、月額は高くてもその係数が違うわけじや。トータルを見たときにどうなるかと、5,000円の違いただいたら当然備前市も高くなっていると思う。民間企業でいうとどのくらいのレベル

と比較しながらやっているのか。前も言ったことがあるけど、そんな比較は全く眼中にないのか。

○難波総務課長 改定に当たりましては、当然民間企業とか国的人事院勧告につきましても民間の企業を一定の基準を設けて調査しまして、平均的な改定率を出した上で人事院勧告がなされています。備前市においてはそういった機関はございませんので、参考にするとしましたらハローワークなどが出されている情報の中からどれぐらいの給与水準での求人があるのかといったところを参考にさせていただくしかない状況ですので、具体的に給与改定においてそちらを参考にするということはございませんが、気にはしているというのが実情です。実際の改定に当たりましては国家公務員に準じた人事院勧告を採用させていただいているというところです。

○尾川委員 資料の期末手当の支給割合はええけど、とにかく金額が、月額と期末手当は幾らになるかという表をまた出してもらいたい。そうしたほうがよく比較ができる、よそとの総額がきっと見えるから、それで見せてもらいたい。

○難波総務課長 実際支給額となりますと調査してというわけにはいきませんので、他団体の分についても単純計算にはなりますが、比較できるような形で工夫させていただきます。

○尾川委員 また、所管事務調査します。

○森本委員長 ほかの方よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第124号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、議案第124号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第124号の審査を終わります。

\*\*\*\*\* 議案第125号の審査 \*\*\*\*\*

議案第125号備前市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。

○松本委員 国でいえば人事評価、民間でもやりますけど、市では誰がするのかと、そういう評価をするのがあるのか、基準があるのかと思うけど。例えば罪を犯したとか、社会的に問題あると思った、そういうことについて評価するのか。

○難波総務課長 備前市職員の人事評価でいきますと、一応備前市職員の人事評価実務規程というのがございまして、能力評価と業績評価として人事評価をすることになっております。

○森本委員長 ほかの方で。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第125号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、議案第125号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第125号の審査を終わります。

\*\*\*\*\* 議案第1256号の審査 \*\*\*\*\*

議案第126号備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。

○松本委員 出していただいた資料ですけど、今備前市において特定任期職員は具体的には市長部局が1、教育委員会は8になっていますけど、具体的にはどういう仕事、任務にある方々のことか。

○難波総務課長 市長部局の1名につきましては、法務関係、弁護士資格を持たれている方になります。教育委員会の8名のうち、1人は美術館の学芸担当課長、個人になりますけど、おられます。あとALTとして学校勤務の指導役ということでお二人おられます。IB教育の関係で3名、英語教育の推進というところで実際ALTさんたちの研修とか計画を立てた、管理を行っている者が1名で、合計8名になります。

○森本委員長 ほかの方で。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第126号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、議案第126号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第126号の審査を終わります。

以上で総務産業委員会を閉会いたします。

午前11時36分 閉会